

# 福生市教育委員会会議録

令和3年第3回定例会

- 1 開催年月日 令和3年3月23日(火)
- 2 開始時刻 午前9時30分
- 3 終了時刻 午前11時18分
- 4 場 所 もくせい会館3階 会議室
- 5 出席委員 教 育 長 川 越 孝 洋  
委 員 渡 辺 浩 行  
委 員 加 藤 孝 子  
委 員 野 口 哲 也  
委 員 新 藤 美 知 子  
委 員 坂 本 和 良
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名 教 育 部 長 中 岡 保 彦  
参事兼教育指導課長 神 田 恭 司  
教 育 総 務 課 長 吉 野 真 寿 美  
教 育 支 援 課 長 荻 島 正 義  
生涯学習推進課長 菱 山 栄 三 郎  
スポーツ推進課長 矢ヶ崎 冬 木  
公 民 館 長 佐 藤 克 年  
図 書 館 長 大 楠 功 晃  
教育施策担当主幹 重 末 祐 介  
特 命 担 当 主 幹 酒 見 裕 子  
指 導 主 事 古 川 祐 平  
指 導 主 事 田 邨 佳 宏
- 8 傍 聴 人 1人

## 9 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 議案第 15 号 令和3年度福生市一般会計補正予算（第1号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について
- 日程第 4 議案第 16 号 福生市学校情報化推進計画の策定について
- 日程第 5 議案第 17 号 福生市立学校情報セキュリティ規則の策定について
- 日程第 6 議案第 18 号 福生市立学校情報セキュリティ対策基準の策定について
- 日程第 7 議案第 19 号 福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正について
- 日程第 8 議案第 20 号 福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正について
- 日程第 9 議案第 21 号 福生市社会教育委員の委嘱について
- 日程第 10 議案第 22 号 福生市ふっさっ子の広場事業機構会議委員の委嘱について
- 日程第 11 議案第 23 号 福生市教育委員会管理職員の人事異動について
- 日程第 12 議案第 24 号 福生市教育委員会事務局処務規則の一部改正に係る臨時代理の決定について
- 日程第 13 議案第 25 号 福生市教育委員会事務局事務専決規程の一部改正に係る臨時代理の決定について
- 日程第 14 議案第 26 号 福生市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任命等に係る臨時代理の決定について
- 日程第 15 報告第 1 号 令和2年度福生市一般会計補正予算（第12号）の原案中教育に関する部分に係る臨時代理の報告について
- 日程第 16 報告第 2 号 令和2年度福生市一般会計補正予算（第14号）の原案中教育に関する部分に係る臨時代理の報告について
- 日程第 17 報告第 3 号 令和3年度教育課程届出の概要について
- 日程第 18 報告第 4 号 令和3年度福生市特別支援アクション20について
- 日程第 19 報告第 5 号 令和2年度福生市立学校学校評価について
- 日程第 20 報告第 6 号 福生市立学校教職員の人事異動について
- 日程第 21 報告第 7 号 学校支援コーディネーターの委嘱について
- 日程第 22 その他報告事項

教 育 長 おはようございます。

それでは、定刻でございますので、ただいまから令和3年第3回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、まず日程についてお諮りいたします。日程第11、議案第23号、福生市教育委員会管理職の人事異動について及び日程第20、報告第6号、福生市立学校教職員の人事異動についてにつきましては、人事案件のため、福生市教育委員会会議規則第8条の規定に基づき、これを公開しない会議とし、日程第22、その他報告事項の後に審議及び報告を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第23号及び報告第6号は、公開しない会議とし、その他報告事項の後に審議及び報告することといたします。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、野口哲也委員、新藤美知子委員の両名を署名委員として指名いたします。

次に、日程第2、教育長報告を各担当部長より申し上げます。

初めに、教育部長、お願いいたします。

教 育 部 長 それでは、私から日程第2、教育長報告、学校教育を除く所管事務について報告をさせていただきます。資料は、3ページをお願いいたします。

まず、市全体の動きでございます。2月22日、市議会臨時会議が開催されました。こちらの内容につきましては、後ほど日程第15、令和2年度の補正予算（報告第1号）で詳細を報告させていただきます。

続きまして、3月2日から26日の日程で、市議会本会議が開会されております。今週の金曜日が最終日でございますので、詳細につきましては、次回の定例会で報告をさせていただきます。なお、今回の議会におきましては、3月9日から12日に記載ありますとおり、令和3年度の当初予算審査が行われました。教育部につきましては、無事に審査が終了しているところでございます。

続きまして、3月5日、新型インフルエンザ等対策本部会議、こちらにつきましては、3月7日緊急事態宣言の延長に伴いまして、市の方針も3月21日まで延長措置を講じております。

続きまして、3月18日でございます。新型インフルエンザ等対策本部会

議が開催され、こちらにつきましては、3月21日まで緊急事態宣言が延長され、3月31日まで東京都が宣言解除後も段階的緩和期間としまして、施設の時短等を決定したことを受けまして、市におきましても、公共施設等の閉場、閉館時間を夜9時までとしたところでございます。

続きまして、教育総務課を御覧いただきたいと存じます。2月17日でございます。市町村教育委員会オンライン協議会につきましては、野口委員が参加をいただきました。ありがとうございます。また、2月19日、第二中学校への学校訪問でございます。こちらにつきましては、坂本委員、新藤委員、教育長で対応いたしまして、こちらが教育委員会学校訪問は最後の学校となりました。委員の皆様、御協力ありがとうございました。

続きまして、生涯学習推進課でございます。3月3日に福生市青少年育成地区委員長会理事会が行われました。こちらの議題につきましては、例年5月の第3日曜日に開催しておりますふっさ輝きフェスティバルの対応について話合いが行われました。詳細については、後ほど担当課より説明をさせていただきます。

その他の三課でございます。下段に中止事業が載ってございますが、各教室や講座等につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の観点から中止、規模縮小などをして最小限で実施をしたところでございます。

私からは以上でございます。

教 育 長  
参事兼教育指導課長

次に、参事より報告願います。

私からは、学校教育に関する所管事務について、5点報告申し上げます。資料は、5ページをお願いいたします。

1点目及び、2点目でございます。福生市教育委員会表彰式及びふっさっ子スクールフェスタですが、新型コロナウイルス感染予防のため中止をいたしました。

3点は、新型コロナウイルス感染症の対応についてです。3月5日及び8日、各学校に別添資料にありますように、緊急事態宣言の再延長に伴い通知をいたしました。

4点は、令和2年度学校評価及び令和3年度教育課程の受理について、3月5日全校が届出を終了しておりますことを御報告いたします。

5点、最後はその他の報告でございます。初めに、令和2年度卒業式でございますが、中学校が3月19日に挙行されました。卒業生は368名でございました。コロナ禍ではありましたが、厳粛な卒業式であったとの報告を受けてございます。また、あさって3月25日は市内小学校において卒

業式が挙行される予定になっております。

続きまして、令和3年度福生市立学校教職員辞令伝達式等でございますが、令和3年4月1日、もくせい会館3階で行います。開始時刻は、午後2時となります。

最後に、令和3年度の入学式でございますが、小学校は4月6日、中学校は4月7日にそれぞれ挙行予定でございます。小学校新入生が364人、中学校新入生が378名を予定してございます。

私からは、以上です。

教 育 長 以上、報告が終わりました。質問等ありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で教育長報告を終わります。

次に、日程第3、議案第15号、令和3年度福生市一般会計補正予算（第1号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についてを議題といたします。教育総務課長より内容の説明をお願いします。

教育総務課長 日程第3、議案第15号、令和3年度福生市一般会計補正予算（第1号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について、提案理由並びに内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、定例会資料の9ページをお願いいたします。提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から別紙議案第15号資料の1ページのとおり意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

補正予算の内容につきましては、本日お配りしております議案第15号資料の4ページをお願いいたします。令和3年度福生市一般会計補正予算（第1号）の第1条のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億7,481万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ252億8,481万2,000円とするものでございます。

それでは、教育に関する部分の補正につきまして御説明いたします。8ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。第16款国庫支出金、第2項国庫補助金、第3目衛生費国庫補助金の補正額2億5,997万1,000円は、健康課が所管いたします新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金でございますが、この中に福生地域体育館空調設備設置工事に係る補助金が含まれております。金額は3,185万2,000円で、10分の10ほどでございます。

次に、歳出でございます。9ページをお願いいたします。第9款教育費、

第5項保健体育費、第1目スポーツ推進費、福生地域体育館空調設備設置工事3,185万2,000円は、集団接種会場となる福生地域体育館の空調設備設置に係るものでございます。

以上、議案第15号、令和3年度福生市一般会計補正予算（第1号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についての説明とさせていただきます。御審議をいただき、原案どおり御同意くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ありましたらお願いいたします。

加 藤 委 員 お伺いします。直接的ではないのですけれども、その工事の期間中、普段はそこで活動している利用者の方たちはどうなるのでしょうか。その対応を教えてください。

スポーツ推進課長 ただいま御質問いただきました福生地域体育館は、新型コロナワクチン接種会場になるということで、福生地域体育館を主の活動場所としている体育協会の加盟団体が2団体ございます。その団体の代表者、それから体育協会の会長さんを交えて話合いの場を持ちまして、御自身で探されると言ってくださった団体と、それからどうしても曜日の関係で固定的に使わなければならないという団体がありました。そちらにつきましては、中央体育館の一室を御提供申し上げて、予定としては9月末までの半年間ということで、暫定的にお使いいただく対応を取っております。

また、特に福生地域体育館のトレーニング室は非常に充実しております、こちらについてのお声はかなり利用者の方から伺っております。

本来ですと、利用者の方々へは体育館ごとで使い方や、その体育館の利用方法などのガイドを事前に説明をした上で、それぞれの体育館で登録証カードを発行して利用していただいておりますが、この期間中は各体育館共通で、登録証をお持ちであれば、どの体育館でも御利用いただけるよう対応いたします。もちろん、ここの機械の使い方が分からないというような御質問については、各体育館で即座に御説明を申し上げるような体制を整えております。また、その他の利用者の方々には、熊川地域体育館や中央体育館を極力お使いいただくような御案内を申し上げます。やはり3館のうち1館が利用できなくなるというのは非常に影響が大きいものですが、しっかりとした御説明、それから私どもとして対応できる体制が整いまして、なるべく御不便がないような形を取っておるところでございます。

以上でございます。

加藤委員 ありがとうございます。

教育長 よろしいですか。

加藤委員 はい。

教育長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますのでお諮りいたします。議案第15号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第4、議案第16号、福生市学校情報化推進計画の策定について議題といたします。主幹より内容の説明をお願いいたします。

特命担当主幹 日程第4、議案第16号、福生市学校情報化推進計画の策定について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、福生市学校情報化推進計画の策定についての、こちらの概要版のほうをまず御覧ください。

まず、策定の趣旨についてでございます。Society5.0の到来、それから、予測のつかない未来を生き抜き、活躍できる人材の育成が求められており、それに対応して、学校教育も変化していく必要があること。そして、このような背景を踏まえて、一番上の枠にもございますけれども、本市においても未来を切り拓く子どもたちが、これからの時代に求められる資質・能力を身につけることができる学校教育を実現するため、学校と教育委員会が教育の情報化の考え方や方向性等のビジョンを共有し、一体となって教育の情報化の推進に取り組んでいけるよう、本計画を策定いたしました。

1の計画の位置付けに関してですが、本計画は、右側の青色の部分の福生市総合計画や福生市教育大綱、福生市教育振興基本計画で示されている基本方針や方向を実現するための実施計画となっております。

左の紫色の部分にもございますが、こちらは学校教育法や教育基本法、学習指導要領、第3期教育振興基本計画、それから学校教育の情報化の推進に関する法律など、国の定める法律や計画等も鑑みて策定をしております。

2の計画期間でございます。期間は、福生市総合計画等の前期期間と同様に、令和6年度までとしております。ただし、教育の情報化は情報技術の著しい進展とともに、国の各種政策に密接に関連をいたしまして、また財政的な側面を考慮する必要があることから、実施期間中であっても必要

に応じ見直しを図るなど、柔軟で実効性のある計画としてまいりたいと思います。

それでは、冊子のほうを御覧ください。冊子をお開きいただき、1枚目おめくりいただき、目次を御覧ください。第1章でございます。「計画策定の趣旨と位置付け」、第2章では「計画策定の背景」といたしまして、教育の情報化に関する政府全体の主な施策や提言、それから2番目の教育の情報化に関する文部科学省の報告等、それから3番目として、国の整備目標値を示しております。

第3章では「福生市の現状と課題」といたしまして、これまでの福生市の取組、それから次のページおめくりいただきまして、コンピュータ等整備状況と課題、教員のICT活用指導力の状況と課題を示しております。

第4章では「計画の基本的な考え方について」といたしまして、1に目指す姿、それから2に基本的な考え方といたしまして、教育の情報化、情報活用能力、校務の情報化などについて示しております。

20ページを御覧いただけますでしょうか。目指す姿でございます。児童・生徒自ら考え、主体的に問題解決できる力を身につけることといたします。そのためのツールといたしまして、ICTを活用し、鉛筆やノートを使うのと同様、日常的にタブレット端末に触れながら、子どもたちが自律的に利用をコントロールできるように、情報活用能力を育成していくと記しました。

22ページ、御覧ください。第2章にお示ししました福生市の現状や課題、それから国の方向性を踏まえまして、教育の情報化のさらなる推進を図るため4つの基本方針を設定し、この方針に沿った施策を計画的かつ総合的に推進をいたします。

24ページを御覧ください。基本方針1、子どもたちの情報活用能力の育成では、具体的な取組としては、①から⑩の取組となります。具体的な取組として、例えば①番の情報活用能力の年間指導計画の作成及び実施、改善であったり、⑥番、ICTを活用したプレゼンテーションを行う機会の充実、⑧番、児童・生徒自ら考え活動を重視した情報モラルの指導などを取り組んでまいります。

26ページ、御覧ください。基本方針2、ICTを活用した授業の実現では、子どもたちの情報活用能力を育成する授業づくりのための研修の充実を図るために、①から⑤の取組を実施いたします。具体的な取組としては、情報教育研修会の実施、ICT教育推進委員会の実施、ICT校長研修会



の実施等でございます。

続きまして、28ページを御覧ください。基本方針3、校務の情報化の推進の具体的な取組としては、①から⑤の取組となっております。例えばセンターサーバー化及びネットワーク構築、校務支援システムの効果的な運用方法についての研修の実施などを示しております。

30ページを御覧ください。基本方針の教育の情報化に向けた環境整備の(1)、学校におけるICT活用のための環境整備では、①から⑤までの取組を示しております。例えば学習支援クラウドの年次更新等のクラウドサービスの整備、それから国の定めた整備基準を目指した環境整備となっております。

32ページを御覧ください。(2)、情報セキュリティ対策では①から⑤までの取組を示しております。情報セキュリティ研修を年1回以上実施などの取組がございます。

34ページを御覧ください。こちらは、ICTの活用を支援する人材の活用でございますが、こちらは2点取組がございます、例えば月1回のICT支援員との連絡会の実施等がございます。

36ページ以降は、校長会やICT推進委員会でGIGAについてお話ししてきたスライド、44ページからは教員用のパンフレット、56ページからは保護者用のパンフレット、62ページからは児童・生徒用パンフレット、64ページからは福生市立学校、後ほどお示ししますが、学校情報セキュリティ規則を展開しております。今後、校長会ですとか、ICT教育推進委員会等でも周知いたしまして、学校と教育委員会が教育の情報化の考え方や方向性等のビジョンを共有して、一体となって教育の情報化の推進に取り組んでいけるようにしてまいりたいと思います。

以上でございます。

教 育 長  
野 口 委 員

説明は終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。

すばらしい計画だと思っております。学校訪問等で授業見学をさせていただく中で、ICTを活用して勉強している子どもたちの姿をたくさん見させていただきました。実際に私が考えているよりも、様々な工夫をして子どもたちが学んでいたり、いろんな方法を試していたりと、しばしば大人の想像を超えるような使い方を子どもたちが発想して挑戦している姿も見られたのです。どうしても先生のスキルにもよるとは思うのですが、先生の知らないことを子どもがしてしまうと、先生も困ってしまう場面が出てくるかと思えます。しかし、それはやらないでという制限を子どもにか

けてしまうと、せっかくのICTの利用が十分になされないということも起こり得ると思いますので、方向性が合っているのであれば、方法論は子どもたちがいろいろ試行錯誤しながら、こういう使い方をしてみたいという多様性を認めるような形であってほしいと思います。

今説明にもありましたとおり、ICTの技術革新の速度というのは非常に速いので、現場の声もうまく拾っていただき、小まめにアップデートしていただければと思います。ネットワークで様々な情報につながることでできる学びというものは、たくさんあると思います。セキュリティの問題と非常にバランスが難しいですけれども、危険だからと制限をし過ぎてしまうと、せっかくネットワークで生徒同士が市内の違う小学校、中学校にもつながれるとか、あるいは先生同士もつながれるとか、そういう可能性を秘めているので、制限をしていく方法よりは、何とかうまく活用できる方向で考えていくような、そんなスタンスを持っていただけるとありがたいと思いました。意見です。

以上です。

教 育 長      ありがとうございます。

ほかにございますか。

坂 本 委 員      立派な計画をつくっていただいてありがとうございました。2点あります。1点目は、今年、全児童・生徒に端末が配られたわけですけれども、今お話ありましたように、情報機器というのはものすごく短いスパンで、どんどん新しくなっていくわけです。今入れたものが何年使えるかというと、5年も10年も使えるわけではないと思います。今後の更新計画のようなものを、国や都の状況を注視しながら進めていただきたいと思います。やはり、かなりの費用がかかるものですから、そう簡単にできるわけではないと思うのですけれども、古い端末になると十分に使えなくなっていってしまうのではないかとこの心配もありますので、ぜひその辺のところも意識していただきたいと思います。

もう一点です。学校訪問で授業を見させていただいた際に、どこの学校でも導入された端末等を、非常によく使っているのは分かるのですが、やり方として、先生が「では、アイパッドを出してください。では、こうしてください。では、片づけてください。」というふうに、どうしても一斉指導的になっているのです。今の説明にありましたように、こういったICT端末というのが、授業をする上での学ぶためのツールとして使えるようになるためには、先生が指示しなくても、子どもが使いたい

ときに使えばいいわけですので、そういった環境になるよう、学校への指導に力を入れていただきたいです。一斉にやるということではなくて、いつ使うかも含めて子どもは自由に選べるよう、インプット、アウトプットが両方できるツールということを強調していただけるとありがたいと思います。

以上です。

教 育 長 酒見主幹、いかがですか。

特命担当主幹 はい。おっしゃるとおりで、そのような指導を今後もしていきたいと思っております。こちらでも、インプットからアウトプットへというような形で研修の中でもお話をさせていただいております。「先生が教える」から「子どもたちが学ぶへ」ということでパンフレットにも載せて、周知を現在しているところでございます。ICT教育推進リーダー研修会も今週26日にございますので、そこでもまた、改めて先生たちには指導してまいりたいと思います。

以上でございます。

教 育 長 端末の更新計画は、今のところ5年ということですが、5年後、国がどのような動きを取るのかは未定です。坂本委員がおっしゃるように、端末自体が日進月歩でよりよいものが出てくるでしょうから、そういったことを併せて、今後国や東京都の動向を見ながら更新計画も進めていく必要があると考えております。

それから、授業における活用の中で、私たちもこれまで、子どもたちが文房具を扱うのと同じように、使い方を指示するのではなくて、子どもたちが必要に応じて主体的に使うような、そんな方向で教員の意識も改革し、クラスの授業スタイルとして、学習スタイルとしてやっていこうという話をしており、学校にもそういう連絡、指導はしているところでございます。

坂本先生、よろしいでしょうか。

坂 本 委 員 はい。

教 育 長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、お諮りをいたします。議案第16号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第5、議案第17号、福生市立学校情報セキュリティ規則の策

定についてを議題といたしますが、日程第6、議案第18号、福生市立学校情報セキュリティ対策基準の策定については、内容に関連がありますので、一括して事務局より説明いたしますので御了承ください。採決につきましては、1件ずつ採決をさせていただきます。主幹より内容説明をお願いいたします。

特命担当主幹 日程第5、議案第17号、福生市立学校情報セキュリティ規則の策定について、それから日程第6、議案第18号、福生市立学校情報セキュリティ対策基準の策定についてを併せて御説明申し上げます。規則と対策基準を併せまして、福生市立学校情報セキュリティポリシーといたしまして、組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めております。

地方公共団体における情報セキュリティポリシーにつきましては、総務省よりガイドラインが示されておりまして、本市におきましても策定、運用されているところでございます。しかし、学校におきましては、パソコンを活用した学習活動の実施など、教職員はもとより児童・生徒が日常的に情報システムにアクセスする機会があることなどから、総務省とは別に文部科学省より学校の状況に即したセキュリティポリシーが作成できるよう、平成29年度に教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインが示されました。その後、GIGAスクール構想の推進により日常的なクラウドサービスの活用なども見据え、令和元年12月に文部科学省のガイドラインの改定が行われております。本市におきましても、学校の教育活動の積極的なICT活用が求められている中で、指導要録や成績情報など機微な情報を扱う必要があることから、既存の福生市のセキュリティポリシー及び文科省のガイドラインを基に福生市の状況を踏まえて、福生市立学校情報セキュリティを策定、運用をいたしたいと思っております。

それでは、議案第17号の19ページ、資料19ページを御覧ください。本規則につきましては、市のセキュリティ規則と同様の部分が多いため、準用できるものにつきましては、準用規定として整備をしております。条文になっている部分については、市とは違う部分となりまして、そちらを中心に説明をさせていただきます。

第1条では、情報資産に係る情報セキュリティに関し、基本的事項を定め、学校が取り扱う情報資産の適切な保護及び適正な管理に資することを目的といたします。

第2条以降に関しましては、福生市情報セキュリティ規則を準用する形

で記載をいたしまして、適用範囲を学校に読替え、対象を教職員としております。

続きまして、議案第18号です。学校情報セキュリティ対策基準を御説明いたします。恐れ入りますが、23ページ、御覧ください。

第1条の趣旨にございますとおり、本対策基準は、規則に基づき遵守すべき行為等に関する基準を定めたものでございます。作成に当たりましては、規則と同様に、福生市学校情報セキュリティ対策基準を基に策定をいたしまして、準用が可能なものについては準用をしております。

第2条は、用語の定義。

おめくりいただき、25ページを御覧ください。中段の第3条からが組織体制となっております。第3条にございますとおり、最高情報セキュリティ責任者として教育長を、下のところの第4条にございますとおり、統括情報セキュリティ責任者を教育部参事、おめくりいただきまして、26ページ、下段にございます第5条の情報セキュリティ責任者及び27ページ、第7条の部分、情報システム管理者に教育部主幹を、おめくりいただきまして、28ページ、第8条の情報システム担当者に教育指導課の職員をもって充てます。

学校側には、実際の学校での現情報資産管理運用の責任者として、1枚お戻りいただいて、27ページの中段、第6条にございますとおり、情報セキュリティ管理者を置く。校長をもって充てる。その補佐として、28ページの第9条にございますとおり、情報セキュリティ担当者に副校長をもって充てます。

この組織改正にて、学校の情報セキュリティ対策を統一的に実施するために、28ページの第10条にお示しいたしましたとおり、学校情報セキュリティ委員会に審議する内容に応じてC I S Oの教育長が各責任者及び管理者を招集し、委員会を実施いたします。

なお、委員会は定例的に毎年度1回実施をいたしまして、当該年度の情報セキュリティ対策の計画の確認を行い、事務局は教育指導課といたします。

また、必要に応じて市長部局の情報システム部門から意見を求めるものといたします。

30ページを御覧ください。第12条では、情報の分類についてですが、資産の取扱い制限を規定し、こちらは最後、別表で御説明をいたします。

第13条は、学校の施設の状態に合わせ施設管理を。

31ページ、第14条は教職員が利用する端末や記録媒体等の管理を規定しています。

次に34ページ、第18条から、41ページの第20条ではクラウドサービスについて、クラウド事業者等に求めるセキュリティ対策、約款による外部サービスの利用等について、文部科学省のガイドラインに沿った形で規定をしております。

42ページを御覧ください。第21条につきましては、市の対策基準を準用して実施することをお伝えしております。

47ページの別表を御覧ください。別表の第12条関係でございます。こちらは文部科学省ガイドラインの内容を準用しております。市長部局と違っている部分が、分類の2をAとBに分け、支障を及ぼすものと軽微な支障を及ぼすというものに分けている部分でございます。これは、基本的には学習系の情報が軽微な支障を及ぼすAに分類され、学校の外に流出しないよう配慮が必要になりますけれども、Bと違い、暗号化などの保護措置は求めない情報となり、授業・学習系が自由に使えるものとなっております。

最後に、運用、学習へのチェック体制等につきましては、市長部局の運用と同様に、先ほどの計画でもお示しをいたしました。セキュリティ研修、セルフチェック、監査などを実施して、セキュリティインシデントの事前防止に努めてまいります。

説明は以上となります。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

坂 本 委 員 これだけ膨大な規則になってくると、学校の先生方に周知徹底するのも至難の業ではないかと思えますけれども、どのようなことをお考えですか。この冊子にも規則の一部が載っていましたが、これだけではとても足りないと思うのです。

特命担当主幹 こちらの計画の32ページでございますとおり、周知徹底を図る機会ということで、まず情報セキュリティ研修年1回以上実施してまいります。また、監査も行う予定でございます。情報セキュリティ管理者への聞き取りですとか、執務室の状況の確認ですとか、そういったことを行っていく予定でございます。また、セキュリティセルフチェックも、年1回、全教職員へ行う予定としております。また、管理職も別に集めて、教育指導課より研修をするなど、市長部局がやっているようなセキュリティ対策を同

じように、学校でも行っていく予定としております。

以上です。

教 育 長 よろしいでしょうか。この計画は、端末を配備した以上は、きちんとしたセキュリティ対策の一体的なものを作成しなければならないということで、3月31日までに策定すべく進めてまいりました。坂本委員から御指摘があるように、この周知について、やはり新年度に、市長部局が行っているような形の情報セキュリティポリシー研修会等でや周知をきちんとしていかなければいけないと思っております。よろしいでしょうか。ほかにございますか。

新 藤 委 員 すみません。28ページ、この中に「委員会を設置する」というのがございます。やることはここに書いてあるのですが、この責任体系といえますか、この責任性、あるいは大きな組織の中の位置づけや、どんな権限などを持っているのでしょうか。

特命担当主幹 こちらの情報セキュリティ委員会は、まず先ほど申しあげました教育委員会内では教育長が一番上のC I S O、責任者となり、その下に教育部参事が、その下に教育部主幹、そして教育指導課の職員がおりまして、その横に小・中学校の校長先生方、副校長先生方というような形で委員会を行う予定でございます。そちらは、現在のところ年1回ということになっております。先ほど坂本委員からございました研修は各校年2回、各校でICTスタッフが各学校に出向いて研修する予定でございまして、それから管理職を集め、教育指導課で研修を実施する予定でございます。

以上です。

教 育 長 よろしいでしょうか。

新 藤 委 員 はい。

教 育 長 ほかにございますか。

それでは、ないようでございますので、お諮りをいたしたいと思えます。まず、最初にお諮りいたします。議案第17号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第6、議案第18号、福生市立学校情報セキュリティ対策基準の策定についてお諮りいたします。議案第18号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第7、議案第19号、福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正についてを議題といたしますが、日程第8、議案第20号、福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正については、内容に関連がありますので、一括して事務局から説明をさせていただきます。

それでは、教育支援課長より内容の説明をお願いいたします。

教育支援課長 それでは、日程第7、議案19号、福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正について及び日程第8、議案第20号、福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正について、提案理由並びにその内容について御説明いたします。

恐れ入ります、資料の51ページを御覧ください。福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正の提案理由でございますが、就学援助費根拠法令の整備及び支給金額の変更をするためでございます。

資料の55ページを御覧ください。新旧対照表で御説明いたします。第1条の改正、こちらは根拠法令の規定についての整理でございます。

次に、条項中の別表第1に規定されております小学校第1学年及び中学校第1学年に対して支給する入学児童・生徒学用品費については、小学校第1学年については5万600円から5万1,060円に、中学校第1学年については、5万7,400円から6万円に変更いたします。これは、国の令和3年度における要保護児童・生徒援助費補助金予算単価の改正に伴う措置でございます。また、令和2年度までは当該年度における入学者と2年度入学者との間に支給金額の差異がございましたが、令和3年度においては差異がなくなります関係で別表を統一してございます。

続きまして、資料の57ページを御覧ください。福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正の提案理由でございますが、こちらにつきましては支給金額の変更をするためでございます。

恐れ入ります、資料60ページを御覧ください。新旧対照表にございますが、要綱中の別表第1に規定されております小学校第1学年及び中学校第1学年に対して支給する入学児童・生徒学用品費については、小学校第1学年については、5万600円から5万1,060円に、中学校第1学年については5万7,400円から6万円に変更いたします。

最後に、施行日につきましては、両要綱ともに令和3年4月1日を予定



しております。ご審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。いかがですか。法改正に基づくものということでしょうか。

それでは、ないようでございますので、お諮りいたします。まず、議案第19号についてお諮りいたします。第19号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することといたします。

次に、議案第8、議案第20号についてお諮りいたします。議案第20号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第9、議案第21号、福生市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。生涯学習推進課長より内容の説明をお願いします。

生涯学習推進課長 それでは、日程第9、議案第21号、福生市社会教育委員の委嘱について御説明いたします。資料61ページをお願いいたします。

福生市社会教育委員の委嘱につきましては、福生市教育委員の設置に関する条例第5条の規定に基づき委嘱するものでございまして、次の者を社会教育委員に委嘱したいため、本議案を提出するものでございます。同条例によりまして、委員の定数は10人と規定されております。また、福生市社会教育委員の委嘱に関する選出基準に基づきまして、学校教育関係者及び社会教育関係者、家庭教育関係者並びに学識経験のある者の中から委嘱しようとするものでございます。

現在の社会教育委員の任期が令和3年3月31日をもって満了となりますことから、令和3年4月1日から2年間、この表に記載されている皆様を委嘱の候補者として考えてございます。現在委員は10名で、そのうち9名の方が再任となっております。新任の方を御紹介いたします。63ページ、お願いいたします。表の2番目、小澤昌美氏につきましては、社会福祉士として御活躍されている方でございます。

以上、10人の委員候補者の任期につきましては、令和3年4月1日から

令和5年3月31日までの2年間となります。

説明は以上でございます。御審議を賜り、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ないようでございますので、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第21号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第10、議案第22号、福生市ふっさっ子の広場事業機構会議委員の委嘱についてを議題といたします。生涯学習推進課長より内容の説明、お願いします。

生涯学習推進課長 それでは、日程第10、議案第22号、福生市ふっさっ子の広場事業機構会議委員の委嘱について御説明いたします。

資料は65ページをお願いいたします。福生市ふっさっ子の広場事業機構会議委員の委嘱につきましては、福生市ふっさっ子の広場事業実施要綱第10条の規定に基づき、教育委員会が委嘱するものでございまして、次の者を委員に委嘱したいため、本議案を提出するものでございます。

この機構会議でございますが、福生市ふっさっ子の広場事業実施要綱第10条で、広場全体を統括、事業における基本的事項を徹底するため、福生市ふっさっ子の広場事業機構会議を設置するとの規定に基づき設置するものでございまして、制度ができて以降、毎年、年に1回ないし2回の会議を開催いたしまして、事業の実施状況、事業評価、事業計画等について審議をいたしております。

会議の構成委員につきましては、常任の方以外に学識経験者から4名以内を、市民代表から2名以内を委嘱することになっております。現在この6名の委員の任期が令和3年3月31日をもって満了となりますことから、令和3年4月1日から2年間、この表に記載されている皆様を委員の候補者として考えております。今回6名のうち2名が再任、4名が新規ということをお願いをしております。

会議の構成委員につきましては、常任の方以外に学識経験者から4名以

内に、市民代表から2名以内を委嘱することになっております。現在この6名の委員の任期が令和3年3月31日をもって満了となりますことから、令和3年4月1日から2年間、この表に記載されている皆様を委員の候補者として考えております。今回6名のうち2名が再任、4名が新規ということでお願いをしております。

新規の方につきましては、表の上から順に御紹介いたします。表の2番目、萬沢明氏につきましては、現在社会教育委員で社会福祉士をされている方でございます。3段目、榎本直美氏でございます。清岩院幼稚園の副園長及び現社会教育委員でございます。4段目、碓尚文氏でございます。現福生市青少年育成地区委員長会の理事でございます。

次のページに行きまして、最後の高橋典久氏は市民代表として元福生市立小・中学校PTA連合会会長でございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第22号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第12、議案第24号、福生市教育委員会事務局処務規則の一部改正に係る臨時代理の決定についてを議題といたしますが、日程第13、議案第25号、福生市教育委員会事務局事務専決規程の一部改正に係る臨時代理の決定については、内容に関連がありますので、一括して事務局より説明いたします。採決については、1件ずつ採決をさせていただきます。教育総務課長より内容の説明をお願いいたします。

教育総務課長 日程第12、議案第24号、福生市教育委員会事務局処務規則の一部改正に係る臨時代理の決定について及び日程第13、議案第25号、福生市教育委員会事務局事務専決規程の一部改正に係る臨時代理の決定について、一括にて説明をさせていただきます。

資料は、73ページからになります。初めに、提案理由でございますが、令和3年4月からの組織改正に伴いまして、係の廃止や事務分掌、課長の専決事案などを改めるものでございます。通常、規則の改正などにつつま

しては、教育委員会定例会にお諮りする前に、例規審議会で審議をする流れとなっておりますが、今回は例規審議会の改正スケジュールの都合から例規審議会後に教育委員会を開会するいとまがないため、福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項に基づきまして、教育長が臨時に代理をさせていただきたく承認を求めるものでございます。

改正の内容につきましては、資料にて御説明いたします。まず、77ページ、福生市教育委員会事務局処務規則の一部改正新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。中ほどの別表第1に関しましては、教育総務課の学校施設業務の一部が教育総務課から市長部局へ移管されることに伴う、学校施設係の削除でございます。別表第2に関しては、具体的な事務内容等を記しておりますが、学校施設係を扱っていた事務分掌を一部教育総務係へ追加するものでございます。教育総務係へ移管される内容は、学校施設管理に関する事、学校施設の諸調査及び統計に関する事、学校施設の目的外使用許可に関するものでございます。

78ページをお願いいたします。教育総務課から学校施設係が消滅することによる係及び事務分掌の削除でございます。それから、下段の生涯学習推進課につきましては、これまで施設の維持整備や工事などを当該施設の担当課で行っておりましたが、これを市長部局の施設営繕担当が行うことに伴い文言の整理をするものでございます。これによりまして、生涯学習推進課では、地域会館などは工事を除いた管理運営に関する事を所管することになります。

次に、82ページをお願いいたします。福生市教育委員会事務局事務専決規程の一部改正でございます。新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。第5条第2項は、学校施設係の削除に伴い、専決事案を削除いたします。第4項から第6項については、文言の修正で、学校給食センター、社会教育施設、社会体育施設につきましては、それぞれ担当課長が工事部分も含めて専決できることとされておりましたが、専決できる事案が「維持管理」から「管理運営」に関する事に変更となっております。

附則といたしましては、これらの規則訓令は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議をいただき、御決定くださいますようお願いいたします。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。庁内の組織改正に伴うものでございます。

それでは、ないようでございますので質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第24号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第13、議案第25号、福生市教育委員会事務局事務専決規程の一部改正に係る臨時代理の決定についてお諮りいたします。議案第25号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第14、議案第26号、福生市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任命等に係る臨時代理の決定についてを議題といたします。教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

教育総務課長 日程第14、議案第26号、福生市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任命等に係る臨時代理の決定について、提案理由並びに内容の説明をさせていただきます。

資料は83ページをお願いいたします。提案理由でございますが、福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、令和3年度からの教育委員会事務局及び学校その他の教育機関職員の課長補佐以下の職員の任免その他進退を行うことについて、あらかじめ教育委員会の指示を受けたいため、承認を求めるものでございます。こちらにつきましては、別紙の資料はございません。

内容でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第3項では、職員の任免に当たっては教育委員会で行うこととなっております。管理職職員につきましては、教育委員会にて提案させていただいておりますが、管理職以外の職員につきましては、その都度、臨時で教育委員会にお諮りしなければなりませんことから、教育長が臨時代理として調整等を行い、その後の教育委員会にて御報告をさせていただきたい旨をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。毎年ここで年度が替わるときをお願いしているものでございまして、このよ

うな形で管理職以外の職員について、教育長臨時代理ということでございます。よろしいでしょうか。

お諮りいたします。議案第26号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第15、報告第1号、令和2年度福生市一般会計補正予算（第12号）の原案中教育に関する部分に係る臨時代理の報告についてを議題といたします。教育総務課長より内容の説明をお願いいたします。

教育総務課長 日程第15、報告第1号、令和2年度福生市一般会計補正（第12号）の原案中教育に関する部分に係る臨時代理の報告について御説明を申し上げます。

資料につきましては、85ページから96ページになります。令和3年2月の福生市議会第2回臨時会におきまして、令和2年度一般会計補正予算（第12号）を議案とする補正予算案が上程されました。本来でしたら、市議会に上程する前に福生市長より教育委員会に対して意見聴取を行い、その後、議決を経て、順次行われますが、教育委員会を開会するいとまがなかったため、福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項に基づきまして、教育長が臨時に代理をさせていただきました。

代理につきまして御説明をいたします。90ページをお願いいたします。総則の第1条第1項で既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1,341万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を326億1,874万5,000円と定めようとするものでございます。

92ページをお願いいたします。教育に係る部分につきましては、債務負担行為補正の追加が1件でございます。先ほど議案第15号で御説明した内容と同様のものになります。福生地域体育館空調設備設置工事の追加は、期間は令和2年度から令和3年度まで、限度額は3,185万2,000円でございます。新型コロナウイルスワクチン集団接種の会場となる福生地域体育館に空調設備を設置するためのものでございます。

以上で令和2年度福生市一般会計補正予算（第12号）の原案中教育に関する部分に係る臨時代理の報告についての説明とさせていただきます。

説明は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。前回、

臨時代理を務めますということで決議いただきまして、その報告ということでございます。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。報告第1号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第1号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第16、報告第2号、令和2年度福生市一般会計補正予算(第14号)の原案中教育に関する部分に係る臨時代理の報告についてを議題といたします。教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

教育総務課長 日程第16、報告第2号、令和2年度福生市一般関係補正予算(第14号)の原案中教育に関する部分に係る臨時代理の報告について御説明を申し上げます。

資料は、97ページから109ページになります。こちらは、令和3年3月の福生市議会第1回定例会におきまして、令和2年度一般会計補正予算(第14号)を議案とする補正予算案でございました。こちらは、市議会に上程する前に福生市長より教育委員会に対して意見聴取を行い、その後、議決を経て、順次行われますが、教育委員会を開催するいとまがなかったため、福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項に基づきまして、教育長が臨時で代理をさせていただきました。

内容につきまして御説明をいたします。資料の102ページをお願いいたします。総則の第1条第1項で既決予算の総額に歳入歳出それぞれ3,113万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を326億2,802万1,000円と定めようとするものでございます。

次に、106ページをお願いいたします。初めに、歳入でございます。第16款第2項国庫補助金、第7目教育費国庫補助金1,353万5,000円は、公立学校情報機器整備費補助金、学校保健特別対策事業費補助金の増額でございます。補助率は2分の1でございます。

第17款第2項都補助金、第7目教育費都補助金253万1,000円は、区市町村立学校における新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金の増額でございます。補助率は4分の1でございます。

第20款第2項基金繰入金、第7目学校施設等整備基金繰入金1,976万5,000円の減額は、学校施設等整備基金繰入金の減額でございます。こちらは小学校及び中学校ICT推進事業の契約額の確定等に伴う減額によるもの

でございます。

次に、107ページの歳出を御覧いただきたいと存じます。第9款第1項第2目教育指導管理費、ICT推進事業費3,227万1,000円の減額は、契約額の確定等に伴う小学校及び中学校ICT推進事業の減額でございます。

第3目教育支援費の学校運営費、小学校及び中学校運営事業93万6,000円の増額は、集会等の際に体温を測定するサーモグラフィー機器を、そして、教育環境整備支援費、小学校及び中学校教育環境整備支援事業の846万円の増額は、小学校及び中学校の授業等で活用する電子黒板及び情報端末接続機器などを各校に配備するものでございます。施設管理費の131万4,000円の減額は、旧第二学校給食センター改修工事の契約額確定に伴う減額でございます。

108ページをお願いいたします。第4項社会教育費は、扶桑会館及び市民会館指定管理休業等補償金に係る財源振替でございます。

第5項保健体育費は、地域体育館指定管理者給付等補助金に係る、こちらも同じく財源振替でございます。

恐れ入ります。104ページにお戻り願います。第2表、繰越明許費補正は、追加が4件でございます。小学校及び中学校運営事業並びに小学校及び中学校教育環境整備支援事業は、国の学校保健特別対策事業費補助金を活用するもので、その全額を令和3年度への繰越明許費として設定するものでございます。

以上で令和2年度福生市一般会計補正予算（第14号）の原案中教育に関する部分に係る臨時代理の報告についての説明とさせていただきます。

説明は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

これも報告ということで事前に御了解をいただいている内容ではございますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますのでお諮りいたします。報告第2号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第2号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第17、報告第3号、令和3年度教育課程届出の概要についてを議題といたします。指導主事より内容の説明を願います。

指 導 主 事 日程第17、報告第3号、令和3年度教育課程届出の概要について御説明



申し上げます。

資料113ページを御覧ください。各校の学校の教育課程第1表から第4表までの写しを資料としてお手元に配付いたしました。第1表及び第2表については、令和3年度教育課程編成の基本的な考え方にに基づき、確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体の育成の知徳体の図る基本方針に加えて、福生市における重点的な教育課題の対応として、幼保・小・中の円滑な接続の推進や福生市学力学習状況調査の活用、1人1台端末を活用した学習活動の充実や不登校児童・生徒に対する支援の充実等について明確に示すよう指導しました。例えば117ページを御覧ください。

117ページの福生第一小学校の教育課程第2表の1では、2の指導の重点、(1)のア、各教科のところの冒頭において、全国学力・学習状況調査に加えて、福生市学力・学習状況調査を活用して授業改善を推進するということや、ICT機器を活用した授業改善を校内研究のテーマに設定することなどが示されております。

次に、175ページを御覧ください。175ページの福生第七小学校の教育課程の第2表の3、(2)教育目標を達成するための特色ある教育活動・その他の配慮事項等のサ、(幼保・小・中連携)においては、一番上のところですが、学びの連続性を考えたスタートカリキュラムの作成や社会情動的スキルの向上を図るための幼保との連携について示されております。

また、その下のス、不登校対策においては、個別支援カルテや1人1台端末を活用した不登校対策について示されているほか、不登校児童・生徒への支援及び教育センター、そよかぜ教室、福生一中7組との連携についても示されております。

続いて、183ページを御覧ください。183ページの福生第一中学校の教育課程、第2表の2では、一番上の(2)の教育目標を達成するための特色ある教育活動の、例えば⑤、⑥においては、コミュニティスクール委員会や小学校との連携、協力の推進、また中学校第1学年の生徒が中学校生活へ早期に適用することを目的としたスプリングウィークの計画、実施について示されております。

続いて、各校の教育課程の第3表、第4表については、211、212ページにまとめました。211ページを御覧ください。令和3年度には移動教室や校外学習の多くを2学期以降に計画することで、新型コロナウイルス感染症の影響による中止や延期の可能性を最小限にとどめるように配慮されております。また、余剰の授業時数をできる限り削減することで、土曜授業

日の設定も年間三、四日程度に抑えられ、さらに各学校の判断で土曜授業日の振替休業日も新たに設定されるなど、児童・生徒や教職員の負担軽減も図られております。

以上のように、どの学校も学習指導要領及び福生市の基本方針を踏まえ、適切に教育課程が編成されているものと考えます。今後は、教育指導課として学校訪問や各種調査、委員会や研修会等の機会を捉えて各学校の教育課程が着実に実施されていくよう指導してまいります。

報告は以上でございます。

教 育 長  
野 口 委 員

内容説明は終わりました。質疑等ありましたらお願いいたします。

学校行事一覧を見させていただいたのですが、今、福生市教育委員会では幼保小の連携ということでお話もありましたとおり、学習面での連続性など、非常に良い状況になっているのは、皆様御存じのとおりだと思います。しかし、行事の日程について、具体的に言うと、例えば、運動会の日程が5月、10月であったり、第1週、第2週であったりしています。入学式や卒業式については、市内小学校は全部統一、中学校も統一されているので、市内の大抵の幼稚園、保育園が入園式の日程を組む際には、「この辺はいつも福生市の小学校、中学校の入学式が入るよね」ということを意識して組むことができます。なぜ幼稚園・保育園が小中学校を気にしなければいけないのか、という議論は置いておきますけれども、日程においてはそういうことを意識しています。

運動会は子どもたちだけでなく、親御さんが見に来て、子どもの成長も確認できる非常に大切な行事です。しかし、小学生の兄弟がいて、幼稚園に弟妹がいる場合、行事の日程が重なったときに「どうしたらいいのか」と保護者から相談を受けることが過去にもありました。

それぞれの幼稚園、保育園あるいは小学校で事情が違うので日程を統一することは難しいと思っておりますが、ただ、幼保小の連携ということで関係性が密になってきている今だからこそ、学校側が行事予定を組む際に、地域関係者やコミュニティスクール関係者から情報を多少なりとも集めて日程を検討できれば、こういうバッティングは避けられると思います。場合によっては、日程が違うことで小学校の先生が幼保の運動会を見るとか、その逆パターンも可能になり、幼保小の連携にプラスになると思うのです。それぞれの学校等の事情はあるかとは思いますが、入学式、卒業式と同じとまでは申しませんが、地域の幼保との日程調整ということも考えていただければと思います。

実際にそうやってうまく棲み分けをしている市町村もあります。うまく棲み分けができれば、子どもたちにとっても、また親御さんにとっても、幼保小の先生にとっても、プラスになる部分が多いと思いましたが、一言意見を述べさせていただきます。以上です。

教 育 長      ありがとうございます。

                  いかがですか。どうぞ。

指 導 主 事      野口委員のおっしゃるとおりで、実際、昨年度、保護者の方から、できれば市内である程度、行事の日にち調整していただきたいと、実際にそういう御意見をいただいたこともございます。ですので、行事の日程については幼保小の連携としても、なかなか取組めていない状況もあると思うのです。次年度の連携推進委員会等で、このことについてはお示しして学校で検討できたらとは考えております。

                  以上です。

野 口 委 員      よろしくお願ひします。

教 育 長      よろしいですか。

野 口 委 員      はい。

教 育 長      ほかにございますか。

渡 辺 委 員      教えてください。こころの劇場とはどういったものでしょうか。それと、先ほど移動教室や修学旅行を2学期にという話でしたけれども、恐らく福生だけではなくて、どこもそのようにしているではないですか。そうすると、例えば2学期に奈良行ったとしたならば、やはりそこが密集状態になってしまうのではないかと思います。場所も、奈良、京都だけではなくても良いのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

                  それと3点目、オリンピックの見学があると話があったと思います。あれは、どうなったのでしょうか。オリンピックそのものが開会するしないあるのでしょうかけれども、分かれば教えてください。

指 導 主 事      3点御質問いただきました。1点目のこころの劇場です。こちらは劇団四季が社会奉仕事業ということで、小学校等のこの地域の子どもたちなどを集めて無料で観劇会を開いているもので、例年、福生市の児童も参加していたのですが、今年度、それから来年度については、新型コロナウイルス感染症の影響で経営状態の悪化があり、なかなか実施できないということで資料では網かけになっています。来年度以降どうするかというところですが、内容としては小学生を対象にした観劇会です。

                  2点目の修学旅行については、おっしゃるとおりで、恐らく秋口に行く

学校が多いと思うので、その辺りの感染対策は十分に行うべきだと思います。なぜ後半にしたかという、新型コロナウイルスのワクチン接種が、春、夏よりは秋口のほうが進んでいるだろうということで、秋以降がその感染予防という意味では望ましいのではないかという視点で組んでいるところです。

3点目のオリンピック・パラリンピックのことについては、おっしゃるとおり、なかなか本大会の開催計画がまだ決まっていないというところで、本来ですと、1月中に観戦についての最終的な意向を、昨年度からの変更点など各市でどうするかという意向調査が来るという予定だったのですが、そちらのほうが、今はまだ来ていない状況です。延期するということ、東京都としても、まだ方針が決まっておらず、福生市も見合わせているところですが、その交通費等の準備については進めております。

渡辺委員 ということは、東京都の方針が固まって、では、東京都の小学生の皆さんいっちゃいとなった場合には、臨機応変に予算措置とか何かからできるということでしょうか。予定も含めて。

指導主事 はい。行けるように準備はしています。

渡辺委員 なるほどね。はい、分かりました。

教育長 ほかにございますか。

坂本委員 コミュニティスクールの場合は、CS委員会でも、また教育課程について基本的な方針を作成し、承認を得ることになっていると思うのですが、この教育課程届出を出すタイミングと、それからCS委員会での承認のタイミングというのは、どういう順番になっているのでしょうか。

参事兼教育指導課長 おっしゃるとおり、CS委員会でまず基本的な方針を確認をしていただいて、その上で教育課程を編成し教育委員会事務局に出していただくというふうな形になっています。

坂本委員 もちろん事前にそのCS委員会では承認を受けたものの、つまり、では、その前に相談するのはまた別ですよ。

参事兼教育指導課長 そうですね。相談しながら準備を進めています。

教育長 よろしいですか。

坂本委員 はい。

教育長 それでは、お諮りいたします。報告第3号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。

よって、報告第3号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第18、報告第4号、令和3年度福生市特別支援アクション20についてを議題といたします。内容説明を主幹よりお願いいたします。

教育施策担当主幹

日程第18、報告第4号、令和3年度福生市特別支援アクション20の具体例、具現化に向けた重点取組及び行程表につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の資料、215ページを基になります福生市特別支援教育アクション20 特別支援教育推進計画第二期・第二次実施計画（概要）について御覧ください。令和3年度から福生市特別支援教育アクション20でございますが、下の左の部分については、全ての学校で実施するアクション10、右の部分は教育委員会等におけるアクション10となっております。令和3年度、令和4年度の第二期計画では、教員の指導力向上に向けた取組に重点を置いております。

恐れ入ります、もう一枚の令和3年度「福生市特別支援教育アクション20—教育委員会等における特別支援教育アクション10」行程表を御覧ください。こちらは、先ほどの教育委員会における特別支援教育アクション10の具体化に向けた行程表となっております。今回の計画は、特別支援教育に関する教員指導力の向上に重点を置いております。アクション12と13についてですが、特別支援教室については、全ての担当教員の授業観察を行います。また、特別支援学級の担当者については、羽村特別支援学校のセンター機能を活用し、全ての学級で羽村特別支援学校の指導を受けることや、指導教諭の授業観察も予定しております。

アクション17の特別支援教育推進体制整備委員会の充実については、関係部署の担当者を交えて意見交換会を行います。本市においては、就学等に関する教育支援委員会で検討する児童・生徒が増加傾向にあり、教育支援委員会の運営に関する質的向上も図る必要があります。そこで、アクション18にもあるように、教育委員会事務局等で学校関係者で運営内容の改善に向けた意見交換会を実施する予定となっております。なお、資料配布につきましては、年度末までに各学校の配布を予定しております。

説明は以上です。

教 育 長

内容説明は終わりました。質疑等ありましたらお願いいたします。

これも、計画は進めてきておまして、最初の策定をしているところです。改訂版を3月31日までに冊子化してお示ししたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、よろしくお願いたします。

お諮りいたします。報告第4号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第4号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第19、報告第5号、令和2年度福生市立学校学校評価についてを議題といたします。参事より内容説明願います。

参事兼教育指導課長 日程第19号、報告第5号、令和2年度福生市立学校学校評価につきまして御説明申し上げます。

こちらの冊子のほうを御覧ください。表紙を1枚めくっていただきまして、目次を御覧ください。1ページから学校評価総括表、11ページから学校自己評価シート、21ページからは学校評価書となっております。本日は、主に学校評価総括表を基に御説明いたします。

今年度の共通する主な特徴といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策、ICTによる授業改善や学力向上、それからコミュニティスクールが挙げられます。新型コロナウイルス感染症対策に関しましては、1ページを御覧ください。

福生第一小学校の例でございますが、総括表の最後のコロナ対策については、引き続き力を入れて取り組む。改善策として、取組状況の不断の確認と危機感を持った危機的時の見直しを行っていくですとか、また8ページ、福生第一中学校では、総括表以下の最後に次年度の新型コロナウイルス感染症対策を図り、夢や希望を育み未来を切り拓く力を育て創造していくというようなことが記されてございます。

ICTによる授業改善や学力向上に関しましては、5ページ、福生第五小学校ですが、総括表の(1)、学力向上について、カリキュラム・マネジメントと1人1台タブレットの効果的活用を模索したことや、9ページで福生第二中学校ですけれども、総括表で研究奨励校としての中に、生徒1人1台端末を活用することで、学習における生徒間、または生徒、教師間の双方向のやり取りや、生徒一人一人の学習状況の把握と指導助言により主体的な学習へと導くということが記されております。

さらに、コミュニティスクールに関する内容としましては、それぞれの学校の中にコミュニティスクールとして、保護者、地域、学校、関係者機関の連携をさらに進めていきますや、CS委員との連携をして多様な学習や体験及び地域の人材を活用したより豊かな学びを実現するというような

記述も見られました。

以上のように新型コロナウイルス感染症対策の取組、ICTを活用した授業改善や学力向上、それからコミュニティスクールとしての地域連携の推進などについての改善策が示されている学校が多くございました。後ほど、それぞれの学校のを詳しくお読みいただければと思います。

これらの学校評価を基に、学校経営方針を改善するように指導したり、先ほど御指導いただきました教育課程の編成に生かすようにということで指導をまいりました。

私からの報告は以上でございます。

教 育 長 説明は以上でございます。何かございましたらお願いいたします。

よろしいですか。これは、法令等に基づいて評価しなければならないことになっております。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。報告第5号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第5号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第21、報告第7号、学校支援コーディネーターの委嘱についてを議題といたします。生涯学習推進課長より内容の説明願います。

生涯学習推進課長 それでは、日程第21、報告第7号、学校支援コーディネーター委嘱について御説明をいたします。

資料は、225ページをお願いいたします。この委嘱につきましては、福生市学校支援地域組織事業実施要綱第3条3項の規定に基づき実施するもので、学校支援コーディネーターにつきましては、開始する学校長が推薦する者とし、教育長が委嘱することとなっております。当要綱によりまして、任期は2年以内となっております。今回委嘱する方につきましては、令和3年4月1日から令和5年3月31日までが任期となっております。

今回新たに4名の方の推薦がありましたので、その4名の方を御紹介いたします。まず福生第一小学校の石橋朋広さんでございますが、中央本六町会子ども会会長で福生第一小学校コミュニティスクール委員でございます。

次に、福生第二小学校の原佳寿美氏でございますが、現在主任児童委員をされておられます。

226ページに移りまして、福生第六小学校、佐藤裕子氏は、平成27年度

よりPTA本部役員をされておられます。

最後に、福生第七小学校の宮崎寿美代氏でございますが、福生市社会福祉協議会の職員であり、現在社会教育委員をなされております。

いずれも、地域人材の発掘及び地域との連携を深め、活動を活発化したなどの理由で学校支援コーディネーターに推薦したい旨、申出がございましたので、承認いたしております。

そのほかの21名の方につきましては、再任でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。何か御意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、ないようですので、お諮りいたします。報告第7号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第7号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第22、その他報告事項について、事務局から何かございますか。

委員の皆様から何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、その他報告事項を終わります。

ここで先ほどの日程についてお諮りいたしました日程第11、議案第23号、福生市教育委員会管理職の人事異動について及び日程第20、報告第6号、福生市立学校教職員の人事異動についてを公開しない会議といたしましたので、これからは公開しない会議となります。

関係者以外の方の退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

( 非公開会議 )

教 育 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年第3回福生市教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。